

## 公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり企画提案書の提出を求めます。

令和3年9月24日

世田谷区

### 1 業務概要

- (1) 件名 世田谷区図書館カウンター下北沢業務委託（長期継続契約）
- (2) 履行場所 世田谷区図書館カウンター下北沢  
世田谷区北沢2丁目1054番12（（仮称）京王電鉄下北沢高架下開発E街区2階建て1階部分）
- (3) 期間 令和4年3月1日から令和8年3月31日まで（4年1か月）  
本業務に係わる契約締結は予算の配当を条件とする。  
契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、予算の減額があった場合は、この契約を変更又は解除することがある。
- (4) 対象業務概要  
予約受付、予約資料の貸出、返却、利用登録、予約処理、レファレンス等の窓口業務及び付随する業務  
行政情報の提供、障害者施設自主生産品販売の業務等  
詳細は、企画提案要求説明書参照のこと。

### 2 参加資格

法人で、以下の要件を満たすもの。

地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと及び同条第2項による措置を現に受けていない者であること。

東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格者であること。

世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

平成31年度以降に、図書館（図書館法に基く公立図書館）の奉仕業務を受託したことがあること。

法人として、「プライバシー・マーク」使用許諾を得ていること。若しくは、「情報セキュリティ・マネジメント・システム」(ISMS)認証を取得していること。又は、少なくともいずれか一方の取得計画があること。

### 3 応募方法

- (1) 「企画提案要求説明書」に添付の「参加表明書」を提出すること。
- (2) 「企画提案要求説明書」の交付期間 令和3年9月24日から10月8日まで
- (3) 交付は、中央図書館での手渡し又は、世田谷区のホームページからダウンロードする。

(4)「参加表明書」の提出期限 令和3年10月8日(金)午後5時まで

#### 4 招請

参加表明書を提出した事業者のうち、前述2の参加資格を満たした事業者に招請通知を送付する。

#### 5 選定手順等

##### (1)第1次審査

招請事業者が提出した企画提案について、選定委員会が書類審査により評価を行い、評価点が上位の1から5事業者程度を選定する。

##### (2)第2次審査

第1次審査により選定された事業者によるプレゼンテーションを実施し、企画提案及びプレゼンテーションに対する質疑応答を行ったうえで、選定委員会が第1次審査の評価と合わせ総合的に評価し、1事業者を選定する。

#### 6 評価基準

以下のような観点に基づき個別に評価し、結果を集計し総合的に判断する。

図書館カウンター業務の受託に関する基本方針

従業員の安全衛生に対する配慮に関する考え方

受託業務での障害者の雇用に関する考え方

従業員の配置(窓口業務・ローテーション等)に関する考え方

図書館業務経験のある司書の配置予定の有無(予定ある場合は、配置計画など)

受付事務、接遇に関する考え方

図書館の秩序の確保と危機管理についての考え方

地域情報レファレンスに関する考え方

近隣の地域図書館との連携についての考え方

地域との連携等についての考え方

飾り棚の活用方法についての提案

障害者施設自主生産品の販売に関する考え方

区職員との連絡調整に関する考え方

個人情報の保護に関する考え方

従業員の出勤に支障が生じた場合のバックアップ体制

受託業務の維持のための人材確保、従業員の処遇、現場への支援体制に関する考え方

従業員に対する年間の研修体制

配置予定の業務責任者の実績

経営状態の安定性

契約実績(令和2年度)

経費の妥当性

実現可能性

取り組み姿勢

コミュニケーション力

7 企画提案書の提出期限

令和3年11月9日(火)午後5時まで

8 担当所管課

〒154-0016 世田谷区弦巻3-16-8

世田谷区立中央図書館 事務調整 電話 03-3429-1811 FAX 03-3429-7436

9 その他

- (1) 応募に関して必要な費用は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。また企画提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該企画提案書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (3) 審査の結果、特定された「契約優先交渉相手方」と契約締結の交渉を行う。契約不調の場合は、評価により順位付けられた上位の事業者から順に、契約締結の交渉を行う。
- (4) 参加者が次の事項の一つ以上に該当するときは、失格とする場合がある。
  - 定められた提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。
  - 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないとき。
  - 虚偽の内容が記載されているとき。
  - 審査結果に影響を与えるような工作をしたとき。
  - その他、企画提案要求書に違反すると認められるとき。
- (5) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る
- (6) 契約保証金 免除
- (7) 契約書作成の要否 要
- (8) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (9) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号、名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (10) 企画提案書の作成に際し、区立図書館施設を調査する場合には、区担当者に事前に相談すること。なお本件施設は、建設工事中のため見学等は不可である。
- (11) 詳細は、「企画提案要求説明書」による。

世田谷区との一定額以上の契約には、世田谷区公契約条例に基づく「**労働報酬下限額**」が適用されます

世田谷区公契約条例とは  
世田谷区が事業者と結ぶ契約（公契約）に関する基本方針と区長や事業者の責務などを定めるもので、公契約において適正な入札などの手続きを実施し、労働者の適正な労働条件を確保し、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的とした条例です。



#### 区長の責務（主なもの）

1. 入札制度改革、区内事業者の育成と経営環境の改善に努めます。  
これまで区は、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度における基準価格の設定範囲等の見直しや総合評価方式競争入札の導入などを始めとする入札制度改革に取り組んできました。引き続き、条例に基づき、様々な制度を見直し、改革を進めてまいります。
2. 適正な労働条件確保のための施策を行うように努め、次の取組みを実施します。
  - (1) 「労働報酬下限額」を事業者に示し、適正な賃金の支払いを促します。
  - (2) 「労働条件確認帳票」の提出を事業者に求め、必要があれば改善措置を行います。

#### 事業者の責務（主なもの）

1. 区長の取組みに従い、公共事業の質の確保、適正な賃金の支払いと労働条件の確保・向上に努めて下さい。
2. 区内の下請業者への注文や区内にお住まいの労働者の雇用に努めて下さい。
3. 受注業務の第三者への発注にあたり適正な条件を付けるように努めて下さい。
4. 障害者雇用促進法、男女共同参画社会基本法、労働契約法、子ども・若者育成支援推進法の趣旨に基づく取組みに努めて下さい。
5. 区内の下請業者の受注や区内在住労働者の雇用の機会を図るように努めて下さい。

#### 労働報酬下限額とは

1. 概要  
労働報酬下限額とは、予定価格が一定額以上の公契約において、契約事業者が労働者に支払う職種ごとの労働報酬の下限とすべき額のことです。世田谷区長が条例に基づき決定し、告示します。  
契約事業者には、労働報酬下限額を守っていただくことにより、労働者に適正な賃金を支払い、労働者の適正な労働条件を確保し、向上させるよう努めていただく義務のあることが条例に定められています。
2. 対象  
予定価格が3千万円以上の工事請負契約 及び 予定価格が2千万円以上の工事以外の契約（不動産、賃貸借を除く）
3. 告示額  
次ページのとおり

#### 労働条件確認帳票とは

1. 概要  
労働条件確認帳票は、公契約において賃金、労働時間、社会保険の加入の有無その他の労働条件が適正であることを確認するためのもので、契約担当窓口において契約事業者に配布し、提出を求めます。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。
2. 対象  
予定価格が50万円を超える契約（指定管理の協定は零円を超えるもの）
3. 閲覧場所（契約内容によって取扱い窓口が異なります。）
  - (1) 経理課（世田谷区役所第一庁舎2階20番窓口）：教育総務課が取り扱う契約以外の契約
  - (2) 教育総務課（世田谷区役所第二庁舎3階33番窓口）：教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

公契約条例や労働報酬下限額の詳細については、  
世田谷区ホームページをご覧ください。



【問い合わせ先】  
世田谷区財務部経理課契約係  
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435  
ファクシミリ：03-5432-3046

# 労働報酬下限額一覧

令和3年3月17日告示による

(適用対象は令和3年4月1日以後に締結する契約。ただしこの告示前に公告した入札に付された公契約を除く。)

## 【工事請負契約の場合】

対象契約: 工事請負契約のうち、予定価格が3千万円以上のもの

労働報酬下限額: 東京都の公共工事設計労務単価(令和3年3月現在)の51職種ごとの単価の85%相当額(熟練労働者)  
(下表のとおり)

号	職種	労働報酬下限額 (1時間当たり)	号	職種	労働報酬下限額 (1時間当たり)
1	特殊作業員	2,625円	25	土木一般世話役	2,710円
2	普通作業員	2,295円	26	高級船員	3,241円
3	軽作業員	1,658円	27	普通船員	2,561円
4	造園工	2,295円	28	潜水士	4,399円
5	法面工	2,880円	29	潜水連絡員	3,103円
6	とび工	2,965円	30	潜水送気員	3,029円
7	石工	2,901円	31	山林砂防工	2,859円
8	ブロック工	2,689円	32	軌道工	4,962円
9	電工	2,731円	33	型わく工	2,795円
10	鉄筋工	2,933円	34	大工	2,720円
11	鉄骨工	2,731円	35	左官	2,944円
12	塗装工	3,103円	36	配管工	2,497円
13	溶接工	3,326円	37	はつり工	2,667円
14	運転手(特殊)	2,614円	38	防水工	3,177円
15	運転手(一般)	2,157円	39	板金工	3,039円
16	潜かん工	3,230円	41	サッシ工	2,731円
17	潜かん世話役	3,804円	43	内装工	2,975円
18	さく岩工	3,284円	44	ガラス工	2,731円
19	トンネル特殊工	3,124円	46	ダクト工	2,434円
20	トンネル作業員	2,635円	47	保温工	2,412円
21	トンネル世話役	3,570円	49	設備機械工	2,444円
22	橋りょう特殊工	3,230円	50	交通誘導員A	1,658円
23	橋りょう塗装工	3,315円	51	交通誘導員B	1,477円
24	橋りょう世話役	3,783円	52	上記以外の職種	1,130円

第1号から第51号までに該当の労働者であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については以下の下限額となります。

労働報酬下限額: 1時間当たり1,365円

「タイル工」、「屋根ふき工」、「建具工」及び「建築ブロック工」については、国土交通省より東京都における公共工事設計労務単価が示されなかったため記載しておりませんが、過去の公共工事設計労務単価を基に算出した参考値をご案内いたしますので、表記担当にお問い合わせください。

## 【工事以外の契約の場合】(設計・測量等委託、業務委託、印刷、物品供給、指定管理者協定等)

対象契約: 工事以外の契約(不動産、賃貸借を除く)又は指定管理者協定のうち、予定価格が2千万円以上のもの

労働報酬下限額: 1時間当たり1,130円